

国 都 安 第 4 3 号
平成25年9月26日

関係地方公共団体 へ

国土交通省都市局都市安全課長

集団移転促進事業計画の軽微な変更の運用について

平成25年3月27日付け国都安第183号で通知した「集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱いについて」（以下、「軽微な変更の取り扱いについて」という。）については、今後、下記のとおり運用することとしたので通知する。

貴県におかれては、貴管下の市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

なお、軽微な変更の取り扱いについての4のとおり、戸当たりの単価が高い地区については、事前に国土交通省に確認をとってから届出を行うよう引き続き留意願いたい。

記

1. 軽微な変更の取り扱いについての別紙1に掲げられている事項に該当する場合において、以下に掲げる変更となる場合は、防災集団移転促進事業関係法令、要綱等で「国土交通大臣が認める場合」等と規定している趣旨に照らし、届出による変更としても差し支えないと考えられることから、軽微な変更の対象とする。
 - (1) 別紙1の2.のうち、住宅団地へ移転しようとする住居の数と、住宅団地以外の災害公営住宅に移転しようとする住居の数の合計が、全体の半数以上となる場合
 - (2) 別紙1の4.のうち、分譲価格が、不動産鑑定評価により算定された価格である場合
2. 軽微な変更の取り扱いについての1については、補助対象事業費の合計額の増減額から土地（変更前の事業計画に計上されている土地に限る。）の買取り価格（変更後の価格が不動産鑑定評価により算定された価格であるものに限る。）の増減額を除いた上で適用することができるものとする。